

「金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則」に関する考え方

令和7年4月1日

自主規制規則	自主規制規則の考え方
(目的) 第1条 この規則は、協会員が金融サービス仲介業者を通じて有価証券を販売するにあたり遵守すべき事項等を定め、金融サービス仲介業者を介した取引の適正化を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。	● 「『金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則』に関する考え方」（以下「規則の考え方」という。）は、規則の運用等に当たっての留意事項を示すものである。
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 金融サービス仲介業者 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金サ法」という。）第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいう。 2 有価証券等仲介業務 金サ法第11条第4項に規定する有価証券等仲介業務（同項第4号に規定する行為に係る業務を除く。）をいう。	● この規則の考え方において使用する用語の定義は、この規則の考え方で特に定めるほか、規則に定めるところによる。
(金融サービス仲介業者の内部管理体制の確認等) 第3条 協会員は、金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を締結するときは、金融サービス仲介業者を通じた有価証券の適切な販売に資するため、当該金融サービス仲介業者において、金サ法その他の法令諸規則等を適切に遵守するための内部管理体制が整備されていることを確認しなければならない。	● 顧客の取引を有価証券市場で執行し又は顧客との間で最終的に取引を行うのは協会員であり、協会員は、金融サービス仲介業者を通じて有価証券を販売する場合であっても、有価証券市場に対するゲートキーパー責任や金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令等及び本協会の自主規制規則等を遵守する責任を有している。したがって、協会員がこれらの責任を果たす観点から、金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約（以下「契約」と

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 協会員は、有価証券等仲介業務に係る契約を締結した金融サービス仲介業者との間で必要な情報を適時適切に共有するための協力関係を構築するよう努めなければならない。	いう。)を締結するときは、金融サービス仲介業者が金サ法その他の法令等及び金融サービス仲介業者が加入する認定金融サービス仲介業協会規則等を遵守するための内部管理体制を整備していることを確認する必要があるものと考えられる。 ● 協会員が確認すべき事項として、例えば、以下の事項が考えられる。 1 金サ法第 12 条に規定する登録を受けた者であること。 2 金サ法第 40 条の規定による認定を受けた認定金融サービス仲介業協会に加入し、当該協会の有価証券等仲介業務に係る自主規制に服していること。なお、加入していない金融サービス仲介業者にあつては、当該協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則を整備していること。 3 投資勧誘及び顧客管理体制について、金融サービス仲介業者が取り扱う商品・サービスの内容又は特性に応じて、適切な組織体制、管理責任者等の配置及び社内規則等が整備されていること。 4 顧客に関する情報及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（以下「仲介業者等府令」という。）第 118 条第 3 号に規定する法人関係情報について、適切な管理体制及び社内規則等が整備されていること。 5 広告等について、適切な審査体制が整備されていること。 ● 有価証券等仲介業務について、窓口となる担当部署及び連絡先等をあらかじめ両者において共有する、業務の状況について定期的に相互に報告を行う、必要に応じてミーティングを開催することなどが考えられる。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
（有価証券等仲介業務に係る契約の締結等） 第 4 条 協会員は、金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を締結するときは、協会員における有価証券市場に対する責任及び金融商品取引法その他の法令諸規則等を遵守する責任を果たす観点から、当該契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、金融サービス仲介業者が取り扱う商品・サービスの内容又は特性に鑑み、契約を締結する必要がないことが明らかな事項についてはこの限りでない。 1 顧客に対する情報の提供、書面の交付及び説明等に係る役割分担及び責務に関する事項 2 顧客に関する情報の提供及び管理に関する事項	● 契約の締結にあたっては、金融サービス仲介業者は特定の金融機関への所属を求められておらず、通常は協会員と対等な関係となること、協会員と金融サービス仲介業者では適用される法令諸規則等が異なることを踏まえ、両者においてそれぞれが担うべき役割及びその責任の範囲について明確にし、契約書においてあらかじめ合意することが考えられる。 ● 状況により対応が異なることが想定される事項については、契約書において一律に規定せずに、別に定める方法等により合意する旨を契約書に記す方法も考えられる。 ● 契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面、目論見書その他の法令諸規則等において顧客への提供、交付、説明又は顧客からの受入れが義務付けられている情報の提供、書面の交付、説明及び受入れ（以下「情報の提供等」という。）を行う者並びに情報の提供等の記録及びその記録の連携について、あらかじめ合意することが考えられる。 ● 情報の提供等を電磁的方法で行う場合の当該方法の種類、顧客からの承諾若しくは同意取得又は告知の方法、その他手続きに関する事項について、あらかじめ合意することが考えられる。 ● 情報の提供等に関し、有価証券の種類等に応じて分担する役割が異なることは妨げられないが、その場合は有価証券の種類等毎に分担すべき役割を契約書に明記する、又は別途個別に役割を取り決めることについて、あらかじめ合意することが考えられる。 ● 投資勧誘及び顧客管理に必要な顧客に関する情報を特定し、協会員又は金融サービス仲介業者が当該情報を取得した場合に速やかに契約の相手方（注）に情報を提供する

自主規制規則	自主規制規則の考え方
3 法令等違反行為及び事故への対応に関する事項 4 不公正取引の防止に係る役割分担及び協力に関する事項	ことについてあらかじめ合意することが考えられる。また、当該情報の共有や管理の方法等について、あらかじめ合意することが考えられる。 (注：「契約の相手方」とは、協会員にとっては金融サービス仲介業者を指し、金融サービス仲介業者にとっては協会員を指す。以下同じ。) ● 顧客に係る個人情報については、個人情報保護法に照らして、委託、共同利用、第三者提供のいずれの方法により授受するかをあらかじめ合意し、その内容に応じて顧客への通知や公表を行うことが考えられる。 ● 顧客に係る個人情報の漏洩が発生した場合の契約の相手方への報告及び対応等についてあらかじめ合意することが考えられる。 ● 契約の相手方から提供された顧客に関する情報の管理に係る第三者への委託の可否についてあらかじめ合意することが考えられる。 ● 有価証券等仲介業務に関して法令等若しくは契約違反行為が発生した場合、又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第10項に規定する事故処理又は仲介業者等府令第107条第1項3号に規定する事故処理を行うこととなる場合には、直ちに必要な情報を契約の相手方と共有するとともに、顧客対応等に協力することについてあらかじめ合意することが考えられる。 ● 顧客の内部者登録に関する情報の確認と記録及びその記録の連携並びに内部者取引、作為的相場形成、相場操縦行為その他有価証券市場に対する不公正取引のモニタリング等に関する役割分担についてあらかじめ合意することが考えられる。 ● 顧客が不公正取引を行っていると認識した場合又はその疑義がある場合には、直ちに

自主規制規則	自主規制規則の考え方
7 広告に関する事項 8 契約の見直し、更新に関する事項 9 委託事項の履行状況等の確認に関する事項 10 その他、協会が必要と認める事項	合があることについてあらかじめ合意することが考えられる。 ● 広告において、契約の相手方の商号や業務内容等に関する記載を行う場合の許諾方法及び審査方法について、あらかじめ合意することが考えられる。 ● 広告において虚偽表示又は誤解を生ぜしめるべき表示が発覚した場合、直ちに必要な情報を契約の相手方と共有すること及び相互に協力して顧客対応を行うことについてあらかじめ合意することが考えられる。 ● 金融サービス仲介業者が取り扱う金融商品・サービスの内容又は特性が当初の契約後に変更される場合に契約内容の見直しを行うことについてあらかじめ合意することが考えられる。 ● 契約内容に反する行為又は法令諸規則等に違反する行為を行い、かつ是正がなされない場合は、契約を更新しない又は解除することができることについてあらかじめ合意することが考えられる。 ● 協会員が、金融サービス仲介業者に委託した業務に係る内部管理体制及び履行状況等の確認に関し、当該金融サービス仲介業者の協力を得られること及びその方法等についてあらかじめ合意することが考えられる。 ● 第1号から第9号に掲げる事項の他、協会員が果たすべき有価証券市場に対する責任及び金商法その他の法令諸規則等を遵守する責任を果たす観点から、必要と考えられる事項があれば、あらかじめ合意することが考えられる。
(顧客カード等の適切な活用) 第5条 協会員は、金融サービス仲介業者に顧客への勧誘を委託する場合は、顧客カード	● 金融サービス仲介業者に顧客への勧誘を委託する場合、協会員の顧客カード等の内容

自主規制規則	自主規制規則の考え方
（「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条に規定する顧客カードをいう。以下同じ。）及び内部者登録カード（同規則第15条に規定する内部者登録カードをいう。以下同じ。）の内容のうち、当該金融サービス仲介業者が投資勧誘及び顧客管理を適切に行うために必要と考えられる情報を提供しなければならない。 2 協会員は、金融サービス仲介業者から第4条に規定する契約に基づき顧客に関する情報の提供を受けたときは、必要に応じ自社の顧客カード及び内部者登録カードの内容を更新しなければならない。	が、金融サービス仲介業者が保有する情報に適切に反映されないときは、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保することが困難となるため、あらかじめ情報を提供した上で、顧客カード等の内容に変更がある場合には速やかに変更後の情報を提供する必要があると考えられる。 ● 金融サービス仲介業者においても、金サ法その他の法令諸規則等に基づき顧客属性等に則した適正な勧誘の履行が求められていることから、協会員が提供する情報の範囲については、第4条第2号の規定を踏まえ、あらかじめ契約の相手方と協議することが考えられる。 ● 協会員における勧誘開始基準、取引開始基準（ともに「協会員における投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条の2に規定する勧誘開始基準及び第6条に規定する取引開始基準に限らず、自社で定めているものを含む。）について、金融サービス仲介業者との間で認識を共有することが考えられる。 ● 顧客の申出等により、顧客の資産・収入の状況又は投資目的が変化した場合には、それ以降の投資勧誘に際して顧客カード等の登録内容の変更を行うか否かを顧客に確認（金融サービス仲介業者による確認を含む。）するなどした上で変更を行う必要があることに留意する必要があると考えられる。
（役割分担に基づく義務の履行） 第6条 協会員は、第4条に規定する契約において取り決めた役割分担に従い、自己が保有する顧客に関する情報に基づき、顧客に対する情報の提供、書面の交付及び説明等並びに不公正取引の防止に係る義務を履行する	● 金商法その他の法令諸規則等で規定する顧客属性に応じた情報又は書面の説明や、内部者登録カードを作成した顧客からの受発注対応等について、あらかじめ取り決めた役割分担及び協会員が保有する情報に基づ

自主規制規則	自主規制規則の考え方
ものとする。	き行うことが考えられる。
(委託事項の履行状況等の確認) 第 7 条 協会員は、金融サービス仲介業者に委託した業務に係る内部管理体制及び履行状況等について、適宜又は定期的に確認を行わなければならない。	● 内部管理体制については、第 3 条において確認した金融サービス仲介業者の内部管理体制の維持について確認することが考えられる。 ● 第 4 条第 9 号において取り決めた内容に基づき、協会員からのヒアリングの実施、質問状や報告書の交換等を行うことが考えられる。
(禁止行為) 第 8 条 協会員は、金融サービス仲介者に対し、金サ法の規定により金融サービス仲介業者が取り扱うことができない有価証券について、有価証券等仲介業務に類する行為その他顧客への勧誘行為を求めてはならない。	● 本条で規定する事項は、あくまでも協会員の禁止行為であり、金融サービス仲介業者の禁止行為ではないことに留意する。 ● 有価証券等仲介業務に類する行為その他顧客への勧誘行為としては、例えば金融サービス仲介者に対し、取り扱うことができない有価証券の売買の媒介等を求めること、顧客への勧誘行為（ウェブコンテンツ・チラシ・パンフレットを用いた商品案内その他の推奨行為を含む。）を依頼したうえで、顧客が協会員と直接当該有価証券の売買等を行うなどの行為が考えられ、このような金サ法の潜脱となるような行為が金融サービス仲介業者において生じないように留意する必要があると考えられる。 ● 金融サービス仲介業者は、金サ法の規定により取り扱うことができる商品の範囲が限定されていることから、範囲外の商品の取引を顧客が希望する場合の対応についても検討することが考えられる。
(報告) 第 9 条 協会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所	

自主規制規則	自主規制規則の考え方
定の方法によりその内容を本協会に報告しなければならない。 1 金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約の締結を行った場合 2 金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を解除した場合 3 有価証券等仲介業務に係る契約を締結している金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名が変更された場合 4 前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合	
(規則の考え方) 第 10 条 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について「『金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則』に関する考え方」において定めるものとする。	